

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年厚生省告示第九十九号）第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

北海道の項中

歌志内市

を

函館市	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町
名寄市	風連町
歌志内市	
伊達市	大滝区

に、

大成町

字太田、字富磯、字上浦、字都、字

森町

字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、  
字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、  
字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字  
砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原  
四丁目、字砂原五丁目、字砂原六丁  
目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁  
目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁  
目、字砂原東五丁目、字砂原原野四  
線、字砂原原野五線、字砂原原野六  
線、字砂原原野七線及び字砂原原野  
八線

砂原町

榎法華村

に、

を

北  
竜  
町

せたな町
大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山及び瀬棚区

に、

北檜山町	瀬棚町	
字西丹羽、字丹羽、字東丹羽、字小倉山、字松岡、字徳島、字愛知、字兜野、字豊岡及び北檜山		本陣、字久遠及び字花歌

を

鵠 川 町

を

安 平 町	洞 爺 湖 町	厚 真 町
岩屋、香川、財田、富丘及び伏見 洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、		

に、

厚 真 町	追 分 町	早 来 町

を

北 竜 町

に、  
「洞爺村」を「大空町」に、

女 満 別 町	風 連 町

を

幕別町
忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩

に、

忠類村

を

日高町	むかわ町
富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清畠、字正和及び字三和	

に、

成

厚岸町

太田、太田南、大字太田村（字片無去及び南片無去の地域に限る。）、大字苫多村、字白浜町（十四番地及び七十七番地の地域に限る。）、字宮園町（百四十九番地から百八十番地まで及び百八十六番地から百九十四番地までの地域に限る。）及び大字別寒辺牛村

厚岸町

太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙幌、太田

を

---

宏陽、サツテベツ、大別、セタニウ  
シ、大字大田村十六番地、太田南、  
片無去、上尾幌（国有地の一部に限  
る。）、門静四丁目、字白浜町（七  
十七番地一から七十七番五、七十  
七番地八から七十七番地三十六、七  
十七番地三十八から七十七番地九十  
二、七十七番地九十六から七十七番  
地二百七十七、七十八番地一から七  
十八番地六、七十九番地、八十番地  
、八十一番地に限る。）、字宮園町  
（百七十七番地四、百八十五番地一  
、百八十五番地二、百八十六番地一  
から百八十六番地五、百八十七番地  
一から百八十七番地十一、百八十七  
番地十三から百八十七番地五十七、

---

---

百九十一番地一、百九十一番地三から百九十一番地六、百九十一番地八から百九十一番地五十八、百九十二番地一から百九十二番地十、百九十三番地一から百九十三番地十一、百九十三番地十六から百九十三番地二百十二、百九十三番地二百三十、百九十三番地二百三十二から百九十三番地二百四十八、百九十三番地二百五十から百九十三番地二百五十四、百九十三番地二百五十六から百九十三番地二百七十六、百九十四番地一から百九十四番地七十一、百九十四番地七十四から百九十四番地百六十九、百九十四番地百七十一から百九十四番地二百五十七、百九十四番地

---

---

二百六十から百九十四番地二百七十五二百五番地、二百六番地一から二百六番地三、二百七番地、二百八番地、二百九番地一から二百九番地三、二百十番地、二百十一番地、二百十二番地、二百十三番地、二百十四番地、二百十五番地、二百十六番地に限る。）、サンヌシ及び字住の江町（十一番地一、十一番地三から十一番地九、十一番地十二、十一番地四十五、十一番地八十、十一番地百十六、十一番地百十七、十一番地百二十から十一番地百二十二、十一番地百二十五、十一番地百二十七から十一番地百二十九、十一番地百三十二から十一番地百三十七、十一番地

---

に改める。

---

百四十、十一番地百五十八、十一番地百五十九、十一番地百六十四から十一番地百七十六、十一番地百七十九から十一番地百八十五、十一番地百九十から十一番地百九十四、十一番地百九十六、十一番地百九十七、十一番地二百二から十一番地二百四十八、十一番地二百五十七、十一番地二百五十九、十一番地二百六十三、十一番地二百七十六から十一番地二百八十三、十一番地二百八十五、十一番地三百一から十一番地三百三、十一番地三百五十九、十一番地三百七十三から十一番地三百七十七、十一番地三百八十一から十一番地三百八十六、十一番地三百八十八から

---

---

十一番地三百九十一、十一番地三百九十三、十一番地三百九十五、十一番地三百九十九から十一番地四百二、十一番地四百四から十一番地四百六、十一番地四百八から十一番地四百十、十一番地四百十一の一部、十一番地四百十二から十一番地四百十四、十一番地四百十八から十一番地四百二十三、十一番地四百二十八、十一番地四百四十から十一番地四百四十四、十一番地四百六十三、十一番地四百六十四、十一番地四百六十八から十一番地四百七十五、十一番地四百八十一、十一番地四百八十四から十一番地四百九十八、十一番地五百から十一番地五百九、十一番地

---

五百十六、十一番地五百十七、十一番地五百二十から十一番地五百二十三、十一番地五百二十五、十一番地五百二十六、十一番地五百二十七の一部、十一番地五百二十八から十一番地五百三十三、十一番地五百三十六、十一番地五百三十七、十一番地五百三十九から十一番地五百四十五、十一番地八百九十四に限る。）

岩手県の項を次のように改める。

岩手県	盛岡市	上米内（字白石、字小浜及び字畑十 一番地から三十六番地までの地域に 限る。）、新庄（字上八木田、字下 八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域 に限る。）、浅岸（字元信の地域に
-----	-----	--

宮城県の項中

栗駒町	宮崎町	丸森町
耕英及び大峰	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	耕野及び大張

限る。）、黒川（一地割から三地割までの地域に限る。）、手代森（一地割及び十八地割の地域に限る。）、大ヶ生（一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。）、乙部（一地割の地域に限る。）、玉山区馬場（字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。）

を

栗原市	栗駒耕英及び栗駒大峰
丸森町	耕野及び大張
加美町	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋

に改める。

秋田県の項中「鳥海町」を「由利本荘市」に改める。

栃木県の項中「栗野町」を「鹿沼市」に、「大字久野、大字深程及び大字北半田」を「深程」に改める。

新潟県の項を次のように改める。

新潟県	十日町市	苜平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松
-----	------	--

	糸魚川市	上越市	阿賀町	津南町
<p>之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰻池、松之山下鰻池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田</p>	<p>大字御前山及び大字市野々</p>	<p>安塚区</p>		<p>大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芹ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深</p>

石川県の項中

輪 島 市	町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町、門前、清水、走出、和田、高根尾、本市、栃木、深田、広
-------------	--

輪 島 市	町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町
-------------	---

朝 日 村	見、大字外丸及び大字三箇
越	大字寺尾、大字宮ノ下、大字下中島、大字鶉渡路、大字上野、大字川端、大字猿沢、大字桧原及び大字板屋

を

白山市
尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴫ヶ谷、荒谷、東二口及び深瀬

に、

尾口村

を

瀬、日野尾、鬼屋、館、広岡、西中尾、小滝、上河内、猿橋、小石、植戸、風原、赤神、飯川谷、池田、入山、窵、上代、江崎、大釜、大切、大泊、鍛冶屋、久川、北川、切狭、木原月、黒岩、腰細、小山、是清、椎木、神明原、白禿、新町分、清沢、千代、滝町、館分、劔地、中田、西中谷、馬場、藤浜、二又、馬渡、南、山是清、渡瀬、大生、鹿磯、勝田、道下、深見、六郎木及び黒島町

に、

富来町	門前町
酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、 福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及 び前浜	門前、清水、走出、和田、高根尾、 本市、栃木、深田、広瀬、日野尾、 鬼屋、館、広岡、西中尾、小滝、上 河内、猿橋、小石、植戸、風原、赤 神、飯川谷、池田、入山、窈、上代 、江崎、大釜、大切、大泊、鍛冶屋 、久川、北川、切狭、木原月、黒岩 、腰細、小山、是清、椎木、神明原 、白禿、新町分、清沢、千代、滝町 、館分、劔地、中田、西中谷、馬場 、藤浜、二又、馬渡、南、山是清、 渡瀬、大生、鹿磯、勝田、道下、深

を

見、六郎木及び黒島町

志賀町

酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、  
福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及  
び前浜

に、「内浦町」を「能登町」に、「長尾」

を「内浦長尾」に改める。

山梨県の項を次のように改める。

山梨県		
甲府市	古関町、梯町	
甲斐市	菅口及び福沢	
富士河口湖町	精進、本栖、富士嶺	

長野県の項中「大字平」を「平」に、

更埴市

大字桑原（字篠山、字志の山、字大  
久保、字いちごば、字山崎、字上日

静岡県  
の項中

島田市	伊久身及び千葉
天竜市	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）

麻績村	
筑北村	坂北

に、

坂北村		向、字下日向、字権次郎、字西日向、字ならを、字山ノ神、字久保田、字前田、字東前田、字向山、字大門、字糠塚、字佐野山、字沓打平、字峠、字二ノ澤、字古屋、字熊久保、字ナメ澤及び字田原山の地域に限る。）
麻績村		

を

を

佐久間町	川根町
佐久間、中部、半場	家山、抜里及び葛籠

を

伊豆市	島田市	沼津市	浜松市
小土肥（字石上の地域に限る。）及び	土肥（字平石の地域に限る。）及び	伊久身及び千葉	井田及び舟山
		間町半場	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場

に、

土肥町	戸田村
小土肥（字石上の地域に限る。）	井田及び舟山
	土肥（字平石の地域に限る。）及び

川根町	家山、抜里及び葛籠
-----	-----------

に改める。

愛知県の項中

下山村	大字田代、大字田折、大字蕪木及び 大字蘭村
-----	--------------------------

を

豊田市	下山田代町、田折町、蕪木町及び 蘭町（大向、皿田、下海道、下洞、 神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、 平岩及び分里の地域に限る。）
新城市	乗本

に、

「大字田口、大字清崎、大字荒尾、大字和市、大字小松、大字長江、大字八橋及び大字松戸」を「田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸」に、

東栄町	大字本郷、大字奈根、大字下田及び 大字川角
鳳来町	大字乗本

を

東栄町	大字本郷、大字奈根、大字下田及び 大字川角
-----	--------------------------

に改める。

兵庫県の項中「夢前町」を「姫路市」に、「山之内」を「夢前山之内」に、「高長」を「夢前高長」に、

温泉町	浜坂町	南光町	上月町	佐用町
切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩	居組 赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋及び	門殿の地域に限る。） 上宿向ヒ、字下宿前及び字九郎右エ	井、宝蔵寺及び下徳久（字下川、字 多賀、中島、米田、小山、安川、土	佐用、平福及び江川

を

山及び飯野

佐用町	佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松
新温泉町	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野

に改める。

和歌山県の項中「清水町」を「有田川町」に改める。

鳥取県の項中「八東町」を「八頭町」に改め、「大字」を削る。

島根県の項を次のように改める。

島根県 浜田市 三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町

岡山県の項を次のように改める。

邑南町	川本町	江津市	
矢上	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木	下の地域に限る。) 尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。） 桜江町市山、桜江町今田、桜江町江	西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷

	岡山県	高粱市
美咲町		
上口、小山、枋原、中埴和、東埴和	瀬、備中町長屋及び備中町布賀	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町臘数、備中町志藤用瀬、備中町布賀、備中町長屋及び備中町布賀

及び西

広島県の項を次のように改める。

広島県	東広島市	豊栄町清武、豊栄町鍛冶屋、豊栄町安宿、豊栄町別府、豊栄町乃美、豊栄町清武西及び豊栄町能良
	安芸高田市	吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲田町高田原（字女鳥、字馬通、字恩田、字暮坪、字甲角、字観音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁伍山の地域に限る。）及び甲田町上小原（字西ヶ迫、字小井逸、字百畦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、

山口県の項を次のように改める。

北 広 島 町		安 芸 太 田 町	<p>字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字槿之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。)</p>
、今田、今吉田、阿坂及び吉木	<p>新郷、新都、寺原、石井谷、古保利</p> <p>字平見谷</p> <p>字寺領、大字上殿、大字猪山及び大</p> <p>字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大</p> <p>字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大</p> <p>大字打梨、大字那須、大字横川、大</p>		

山口県	
岩国市	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷
長門市	油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵小田

徳島県の項中「三加茂町」を「東みよし町」に改める。

高知県の項中「香北町」を「香美市」に、「吉野、小川、葦生野、美良布、下野尻、太郎丸、萩野、岩改、橋川野及び日ノ御子」を「香北町吉野、香北町小川、香北町葦生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子」に、「吾川村」を「仁淀川町」に、

窪川町	興津
葉山村	新土居、三間川、樺ノ川、西谷、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷川ノ内及び貝ノ川床鍋

を

四 万 十 町	津 野 町
興 津	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、 姫野々、久保川、貝ノ川、永野、 西谷乙及び貝ノ川床鍋

に改める。

嘉 穂 町	豊 前 市
大字千手（字長野の地域に限る。） 、大字泉河内（字ヲムカイ、字ウト 、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗 野の地域に限る。）、大字才田（字 川渚、字ムカエハル、字上ノ原、字 下ノトリ及び字柴原の地域に限る。 ）及び大字桑野（字倉谷、字市野及 び字山瀬川の地域に限る。）	大字中川底（八百三十四番地の一か ら千八百五十一番地までの地域に限 る。）

福岡県の項中

筑穂町
<p>大字内住（字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兔山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。）  、大字山口（字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啞ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。）  、大字弥山（字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大</p>

を

飯塚市

石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。及び大字桑曲（字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。）

内住（字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。）、山口（字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啞ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字

---

コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。）、弥山（字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。）及び桑曲（字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。）

---

に、「築城町」を「築上町」に改める。

豊前市	大字中川底（八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。）
嘉麻市	千手（字ナカノの地域に限る。） 、泉河内（字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。） 、才田（字川渚、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。） 及び桑野（字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。）

熊本県の項を次のように改める。

熊本県	八代市	坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及び市ノ俣の地域に限る。） 及び東陽町小浦（内の原及び箱石の
-----	-----	--

大分県の項中

宇佐市	野津市
	大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ、字鑑ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西畑、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田及び字福原の地域に限る。）、大字老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。）及び大字東谷（字高野、字山ノ迫、字祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田

山都町	地域に限る。）
田、仏原及び安方	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ

を

臼杵市

野津町大字東谷（字刈田、字大岩ヶ  
 迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ  
 、字鑑ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、  
 字峠ノ下、字山中、字津川、字西、  
 字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ  
 田、字福原、字高野、字山ノ迫、字  
 祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田

緒方町	
<p>大字上冬原、大字徳田、大字中野、                      大字大石、大字木野、大字冬原、大                      字下徳田、大字柚木及び大字上年野</p>	<p>、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後                      ケ谷、字久保田、字清水ノ元、字野                      中、字長迫、字柳田、字長羽山、字                      新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣                      河内の地域に限る。）</p>

宇佐市	大字正覚寺及び大字熊	豊後大野市	緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野
-----	------------	-------	---

に、

「字削減岩」を「字削減岩」に、「字広登り」を「字広登」に、「字龍明」を「字竜門」に改める。